

# ひとり親世帯臨時特別給付金 (松阪市独自再給付)のご案内

あなたは 松阪市独自再給付の対象者です！

## 1. 支給対象者

- 令和3年2月28日時点において、市内に在住しており、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方

## 2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

※既に支給されているひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」を前回と同様に再給付します。

## 3. 給付金の支給手続き

- 松阪市独自再給付は申請不要で受け取れます。
- 振込予定日：令和3年4月9日（金）

### 【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更を申し出てください。
- 松阪市独自再給付の支給を希望されない方は、その旨を下記まで申し出てください。

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市役所こども支援課 (10-1 窓口)

『ひとり親世帯臨時特別給付金』給付担当

電話 0598-53-4081

E-mail:koshien.div@city.matsusaka.mie.jp